

静岡海区漁業調整委員会指示第1－2号

石廊沖海域におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和元年5月17日

静岡海区漁業調整委員会 会長 宮原 淳 一

1 まき網漁業

静岡県賀茂郡南伊豆町妻良旭山（通称二十六夜山）山頂正南の線と静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎灯台正南の線との間の静岡県海面（以下「石廊沖漁場」という。）におけるまき網漁業の操業は、次により行わなければならない。

なお、本指示においては、日没から翌日の日の出までを1夜とする。

- (1) 6月については、各船とも同日操業で、6月1日から6月2日まで、6月4日から6月6日まで、6月8日から6月10日まで、6月23日から6月27日まで及び6月29日から6月30日までの15夜のうち3夜以内の操業とする。
- (2) 7月については、各船とも同日操業で、7月1日から7月4日まで、7月6日から7月9日まで、7月22日から7月25日まで、7月27日から7月28日まで及び7月30日の15夜のうち6夜以内の操業とする。
- (3) 8月については、各船とも同日操業で、8月1日、8月3日から8月7日まで、8月20日から8月22日まで、8月24日から8月25日まで、8月27日から8月29日まで及び8月31日の15夜のうち6夜以内の操業とする。
- (4) 9月については、各船とも同日操業で、9月1日から9月5日まで、9月7日から9月11日まで、9月22日から9月26日までの15夜のうち3夜以内の操業とする。
ただし、6月、7月及び8月の操業期間中に操業の実績がなかった月がある場合は、9月28日から9月30日までの3夜のうち2夜以内に限り操業できるものとする。
- (5) 6月から9月までの操業における揚網完了時刻は、午前3時までとする。
- (6) 6月から9月までの間操業する場合は、まき網漁業者代表は操業日ごとに、あらかじめ、当委員会及び静岡県沿岸一本釣漁業者協会事務局に通知しなければならない。

2 いか一本釣漁業

いか一本釣漁業は、石廊沖漁場において、1により行うまき網漁業の操業中及び当該操業終了後日の出までの間は、同漁場において操業してはならない。

3 漁獲成績報告書の提出

まき網漁業者及びいか一本釣漁業者は、静岡県沿岸一本釣漁業者協会を通じ、別に定めるところにより、各月ごとに、漁獲成績報告書をその翌月の15日までに当委員会に提出しなければならない。

4 指示の有効期間

令和元年6月1日から令和元年9月30日まで